京城新聞

妄言妄評(二)

乘嶽生

▲民長官撰問題起りて在韓言論界の寂寞を破る、如何に官憲萬能なりとて此問題は撤回するを穩當となす、在留邦人の不服をも顧慮せず之を強行するは賢きことにあらさるなり、折角に發達せる自治制を蹂躙するは對韓經營の本旨に反するなり、現在の民撰民長にて邦人の發展に何等の支障を見出さゞるなり、

▲外に對して軟、内に對して強とは世人が伊藤公の政策に對する批評なり、伊藤公の對外策が屢々帝國國民の意志に反するとは此對外軟の爲なり、

▲或人曰く、伊藤公は官權萬能主義にして憲法制定者なり、公には二個の性格ありて心中常に衝突す、常識圓滿にして總てを公平に理解する腦力あり、虚榮心深くして華美なる貴族趣味あるは天性なり、之れ公が優柔不斷にして機を逸する所以なり、

▲一韓人曰く、伊藤公と曾禰子と何れが賢なるや、李完用と曾禰子とは何れが智なりやと問ふ處余りに意表なり、僕曰く伊藤公と曾禰子其何れが賢なるやを知らず、されど伊藤公は賢なれども斷を欠ぐ、曾禰子は多智にして斷あり、完用君と曾禰子、完用君の陰謀に大膽なる曾禰子の及ぶ所にあらず、されど曾禰子一度斷ずれば百の完用君來るとも動かす可らずと、韓人苦笑して亦問を發せざりき、

▲宋内相は岡次官に依らざれば手腕を揮ふ能はざる乎、岡は宋より豪らきか、宋は大臣丈けに岡よりも豪きかとは、或人の尋問なり、僕殆ど此答に窮す、宋内相は岡次官と提携せざれは手腕を揮ふ能はざるかとは至當の疑問なり、宋農相たれば之が次官となりて不得手の農政に當る、兩個の間には何等かの關係あるべしとは何人も想像する所なり、局外より觀察して評を下せば畢竟之れ腐れ縁のみ、

▲獨逸に於ては近來朝鮮と同樣に犬肉を喰ふもの増加せりと、蛙を食ひ、牛肉を食ひ馬肉を食ひ、豚肉を食ふ、此勢ひを以て進めば人間はありとあらゆるものを食盡くさずんば止まざらん、穴恐ろし、

▲漢城に於ける兩班の生活難は何とか救治の方法なきものなる乎、夏の間は左程にもあらざるべきも、秋となり冬となるに至りては如何ともすべからざるものあらむ、漬物と温突を炊く薪とは彼等の尤も苦しむ所なるべし、昨冬さへ温突を暖ふる能はずして比較的生活の簡易なる田舍に逃げたる兩班多かりき、現時の狀態より推せば本年の冬は倚一層悲酸の狀況を呈すべき乎、無爲徒食の結果茲に至るは當然なりと雖も、古來より慣れたる兩班生活の夢は突然に破られたり、恰も猿の木より落ちたる如し、急轉直下し生存競爭の街につき出すは少しく酷なるに似たり、兩班の生活難も亦た社會問題の一ならん乎、

▲統監府縮少説は屢ありて今に何等の事もなし、併し鶴原君の辭職と共に總務長官なるものは廢さるべしとは眞に近き説ならん、石塚君は參與官長とでもなるべし、伊藤公にして若し辭任すれば、副統監なる役目を存するや否やは問題なりと、石塚君の消息近來杳として聞へず、果して健在なりや、後藤男は新内閣の遞信大臣となれり、臺灣に大連に逍遥れたりし石塚君の心中聞かまほし、

●民刑訴訟規則(續)

第四十九條 原狀回復の申提は其申提書を原裁判所に提出して此を行ふ

第五十條 原狀回復の申提を行ふ者は其申提と同時に前に行ふ能はざる訴訟行爲を追行す可し

第五十一條 原狀回復の申提ありたる時は裁判所は決定を以て裁判の執行を停止することを得

第五十二條 裁判所か原狀回復の申提を受理したる時は申提人は期間を經過したるに因りて失ふたる權利を回復す

第五十三條 再審の申提は確定判決に對して左の場合に此許す

一、裁判に關與したる該裁判に關して刑に處せられたる時

二、判決の憑據となる證書又は證言又は鑑定又は通譯の虛僞なる事か確定判決に依りて證明されたる時

三、同一事件に當り二個以上の確定判決ありたる時

刑事は前項に記載したる場合の外同一事實に當りて共犯にあらずして別に刑の宣告を受けたる者ある時又は殺人事件に當りて其被殺と認むる者か犯罪後に生存し又は犯罪前に死去したる確證ある時亦同じ

第五十四條 再審の申提は再審の原由ある時は判決を行ひたる裁判所此を管轄す上告に因りて確定判決したる事件に當りては上告裁判所の判事に前條第一項第一號に記載したる事由あることを申提する場合を除くの外控訴判決を行ひたる裁判所之を管轄す

第五十五條 再審の申提は其申提書を管轄裁判所に提出して此を行ふ

第五十六條 裁判所か再審の申提を受理したる時は其申提に從つて通常手續に依りて更に審問及判決を行ふ可し

第五十七條 控訴又は上告又は抗告又は再審の申提は民事には當事者より刑事には檢事又は被告より此を行ふことを得

第五十八條 在監者が故障又は控訴又は上告又は抗告又は原狀回復又は再審の申提を行ふたる時は司獄官を經由して其申提書を提出することを得此場合には司獄官は申提書を受領したる日を以て裁判所に提出したるものと看做す (未完)

小品文

●右行勵行

今朝南大門を通つたら査公が右へ〳〵といふ、ハッと氣が附いて右へよけやうとすると昨今の雨で道がスッカリ惡くなつて泥濘殆んど脛を沒する許り容易に歩けたものではない、ソコで其の譯を査公に話し特別の御詮議で左行を嘆願すると、査公は威丈高になつて規則は犯されんと其の靴刷毛のやうな髯を捻り上げた、依つて已むなく右行を實行すると下駄か土に吸ひ取られて氣味よくも轉倒し、お蔭で泥まぶれとなつた……查公は苦心した。

●小役人

打ちつゞいての雨降りで、役所の行き戻りが實際辛い、ソレも雨具でも完全であれば何の苦もないが、下駄といひ、傘といひ、ドダイなつては居らぬ、否な買へばソレでよい譯だが差し當り金がない、月給日を待つ迄は殆んど何も買ふことは出來ぬ、時に春本課長は高等官五等であつたら……ソウ〳〵彼奴等の境遇は實際羨やましい。

小説 新不如歸(六十七)

篠原嶺葉著

義祐の旅立ちし後の西脇家は恰も無住の寺の其にも似て日に日と人の出入の遠くなりて、親戚の誰彼が時偶訪れる外は日毎のやうに往來した義祐の友人さへピタリと足跡を斷つて、殆ど來客なんど云ふものは皆無と云つても宜い程で、相も變らず訪るゝものは、利に敏き御用承の商人と、侘しき窓を打つ朔風のそれのみである。



されば義祐の留守を主守る母の槙子は、貞實なる嫁の清子を二なきものと愛しみ三度の食事より外は、これぞと云ふ用向もなければ、一室に寄つて火桶を中に、義祐の事、百合子の事など、同じ事のみ繰返して取々の風評に日を送るが例であつた、日中はまだしも世間が騷々するのに引込まれて淋しいながらも少しは無聊を慰さむる便もあるが、一たび深沈たる夜の幕に閉ぢらるゝと物語には飽き、新聞は讀み盡す、清子が日課の如く讀み聞かす小説が、何よりの樂しみであるが、それも二三時間、果は所在なきに寐むと云ふ狀態であるから、早くは九時、遲くも十時には必ず寐むが例で、もう十一時、十二時頃にもなれば、戸外を通る車の音も添寐の夢に、召使などは鼾の聲さへ洩らのすである。

何かの感應とでも云ふのか、槙子は床に就くは就いたものゝ、今宵に限り目が冴えて眠られぬまゝに、亡き良人が在りし世の事、慣れぬ他鄕にある悴義祐が事、愛しき娘百合子の事など、それから其へと思を廻らせば、巴の如く思ひ亂れて果しがないので、如何にもして眠りに就きたい、瞑目すれば眞暗い常闇の中に百合子の姿が、悄然と現はれて、太く窶れて見ゆるので、ハット思ふて眼を開けば、姿はなくて、枕頭の孤燈が軒に消ねなんとして少に光を放つて居る。

「あー眠たとは思はなかつたが、猶且夢だつた、確に百合子が來たやうに思つたが。」

と、云ひも了らぬに、ほと〳〵と戸を敲く音が聞こゆるので、はて今頃誰か知ら……豈夫自分の家を訪ふではあるまいと尚も聞耳立つれば、音はます〳〵激しくなつて、我家の門に相違なく思はるゝので、先づ洋燈の心を掻立てゝ明を強くし寢衣の上に綿入羽織を引被けて、家人を起すも氣の毒と自ら洋燈を携へ玄關に出た、すると案に違はず我家の門を打敲く人のあるに、庭に下りて表口の戸を明け、そして、

「誰方樣でございます―。」

と、聞ひ試みると、

「はい、妾でございます、百合でございます。」

と、答ふるは正しく聞き馴れた娘の聲に相違なければ、先刻の夢を思ひ出して、何か變つた事ではあるまいかと、漫に胸を騷がせつゝ、

「まあ、誰かと思ひました、此の深更のに……今開けますよ。」

と、門口に近いて掛金を外し、そしてガラと潜戸を開けた。

すると、百合子は連れて來た婢に對ひ、

「寒いのに御苦勞だつたのね、ではモウ宜しいから歸つて寐むで下さい。」

「はい、それではこれで失禮致します。」

と、互に氣の無い調子で別れを告げ、婢は提灯に道を照して歸つて行つた。

植民省を設置すべし

京城新聞

植民地經營は何れの邦國に於ても最も重要なる政策として勉めらるゝに至れり、其邦國の强弱貧富は植民地經營の盛衰によりてトせらるゝと云ふも不可なきなり、英國の如き幾多富裕なる植民地を有するに係らず尚は未だ足れりとせずして、其炯々たる眼光を以て宇內を注視せるにあらずや、獨逸の如き、佛國の如きも皆汲々として殖民策に熱中せり、彼の阿弗利加の一角モロッコに於ける獨佛の角逐を見ば殖民政策の爲に如何に奮鬪せらるゝかを知るに足らん、或る一種の權衡上より英國亦之を傍觀せず、其一小モロッコに對してすら斯の如し、バルガンに南米に些少の間隙だにあらば決して之を看過せざるなり、殖民地經營は廿世紀に於ける大勢なり、人口の增加と人文の發達とは勢ひ其力を外に伸張せざる可らず之れ自然の數なり、殖民地經營の列國間に競はるゝは當然の結果なり、今や列國の形勢は植民地の經營に成功せるものは優者として立ち、植民地經營をなす能力なきものは劣者たるの觀あり、之れ列强が國力を擧げて植民政策の遂行に勵む所以なり、要するに多大の國費を投ずる軍備も亦之が爲なりと云ふも不可なからん、英杜戰爭も米西戰爭も詮じ來れば植民政策の發現に外ならず、我帝國も亦此大勢に漏るゝ能はず、列强間に處して國威を發揚し、前途の躍進を期するに於ては植民政策に依らざる可らず、將來帝國をして優者の位置に立たしむるには植民地經營の外あるべからず、若し夫れ幾多の植民地を經營し、之を富裕ならしむるに於ては帝國の面目は更に一新すべし、露國と戰て勝利を得たるよりも一層の聲望を博するに至らん、

植民政策は帝國の國是なり、然るに帝國の植民政策には更に統一なし、其爲す所區々として紛糾錯雜せり、從て朝令暮改の事多く歸一する處なし、例せば滿州と韓國とは最初より共通經營をなすべきが當然なるにも拘らず、各其主腦を置きて別個の働をなさしむるを以て往々利害の齟齬することあり、北海道と云ひ、樺太と云ひ、臺灣と云ひ何れも其殖民策に統一する所なし、帝國の生命とも云ふべき殖民政策にして斯る散漫なるに至りては前途甚だ杞憂に堪へざるなり、之れ畢竟統一機關を缺ぐが爲なり、殖民省を設置するの必要は將さに迫れり、後藤男の如きは之が長官に適當なる人物なり、先年拓殖務省なるものを置き高島將軍之が長官となりて經營する所ありしも、當時は北海道と臺灣のみにて一省を存する必要なしとて廢省せられたるも、今や其區域は擴張せり、之を統一するの省を設て其發展を期するは方今の急務なり、敢て當局者の反省を請はんとす、

●漢城便り

▲御用紙の民長官選の辨護は彌出て愈奇論と相成申候誰れも居留民團を以て居留民の專有物と唱へたるものは無之候、併し國家が國民を以て成立する如く民團が居留民を以て成立し居ることは御用記者と雖認められて差支なかるべしと存候序に在韓各民團が民團法施行前より存在せしことを認められて差支なかるべしと存候

▲民團法の元は一昨々年の帝國議會に於て政府委員の說明したる如く清韓居留地に於て居留地稅金取立の便宜上制定施行することゝ成たるものに有之候其後外務當局の手を以て民團法立案せられたりと雖韓の我保護國となりて統監府設置せらるゝに及び外務立案の者より一步進みたる我市町村自治制に同じきものを造らんとせられたる次第に御座候

▲當時統監府の衆智を盡し生れ出たるが今の民團法に有之候記者の記臆にして誤無くんば已に其際に於て民長を民選と爲すか將た官選となすかは大分議論せられたるものに御座候而して民選說は居留地の歷史を尊重するを理由として採用せられたるものに御座候

▲斯く練りに練りて採用せられたる民長民選主義を民團法の實施後僅かに二年を經過したる今日に於て些かの理由を以て官選主義に乘換るとせば前に民選主義を採用したる統監を始め統監府の所謂衆智は自家の無定見と不見識とを曝露するに外ならずと存候

▲理事官をして民長を兼任せしむことが恰も總理大臣をして他の大臣を兼ねしむるが如しとは侃堂君の御議論なれども斯る「たわけ」を筆にせらるゝは御控なさるが御爲ならんかとも存候如何に無邪氣なる侃堂君の頭腦も內務大臣の縣知事兼任知事の郡長兼任の出來さる位は明かに御判りの事と存候たつ鳥は跡を濁さず君は愚論を置土産と爲すべからず候

▲序に申上候民長官選の實蹟如何は未知數なりとの御託宣に候がソワ其答と存候併し立法者が種々の試驗の爲め居留民團を玩弄物扱せらるゝは記者の與みせざるところに有之候

▲尙序に申上候各民團の民選民長の任期は今後一ケ年を餘し居り殊に平壤民長の如きは昨今選擧就任したる許りに有之候若しも統監にして官選民長を置くが實際民團の利益なりと信せらるゝならば何故に此際民選民長を廢して官選民長と換へざる抑茲が統監の自家撞着的なるところに有之候

東京電報

▲**社債成立**

東洋滊船會社は紐育にて米貨二百萬弗借入の契約成立し現金の授受を終れり利率は年六分にして無擔保なり

▲**結婚禁止**

海軍候補生及二等卒以下は結婚を許さゞる條例公布せらる

▲**法官の增俸**

司法官は明年度より多少增俸することゝなれり

▲**統監の着京**

伊藤統監今朝入京し宮中よりの差廻しの馬車にて直ちに參內す韓國皇太使御使各大臣其の他出迎人多數也（以上廿四日發）

地方電報

▲**墺國軍艦入港**

墺國軍艦フスレッヨセフ號本日午前巨文島より又軍艦明石鎭海より入港す（廿三日釜山發）

▲**明石艦出航**

碇泊中の軍艦明石今雄基灣に向ふ

▲**大同江の出水**

十九日夜以來の降雨にて各河川出水したるも當地方には格別の被害なし大同江は平水より約一丈增水せり（廿三日平壤發）

▲**洪水二丈餘**

洪水二丈餘行商及び滊車杜絕す被害未詳（廿三日釜山發）

雜報

●**北韓航路補助問題**

北韓沿岸航路開始の發起人が韓南滊船會社の例に倣ひ韓國政府の補助を申請したる事は曩に報導したる所なるが其の航路は釜山元山間釜山雄基灣間、元山雄基灣間及び西湖江陵間の四航路にして當局者も此航路開始の必要を認め各航路別々に毎年一定の金額を三ケ年間補助し十個年間据置の後每年補助金總額の十分の一宛十ケ年間に返納せしむる意見の由にて釜山元山間及び釜山雄基灣間の航路には總噸數五百噸以上の滊船一隻を使用して毎年一回の航海をなさしめ元山雄基灣間の航路には總噸數百八十噸以上の汽船　隻を使用して毎月三回の航海をなさしめ西湖江陵間の航路には總噸數百八十噸以上の滊船一隻を使用して月一回の航海をなさしむる事となるべしと聞く

●**警察部長會議**

內部大臣は八月一日別項記載の新任警察部長を召集し會議を開く事に確定す

●**地方警察に關して訓令**

今回各道に警察部を新設して部長には日本人警視を充つる事となしたるに就ては內部大臣は執務上の方針に關し觀察使に對して詳細なる訓令を發し尙左の事項に關しては專ら道に其の事務を委任し此等の事務は報告例を定めて報告をなすに止る事となせり

一巡査の道內配置に關する事項
一巡査の賞與懲罰に關する事項（但し日本人巡査の懲戒免職の場合を除く）
一巡査の監督命免に關する事項
一警視以下の管內出張に關する事項
一巡査の轉地療養（外國へ轉地の場合を除く）看護歸省休暇墓參等に關する事項

●記者大演說會

民長官選問題に關し官憲措置の不當に對し激昂したるところの京仁民間新聞記者等は兩三日中に官選反對大演說會を開始し輿論を喚起するところあるべしと云ふ

●曾禰副統監の訓示

本月十八日午前九時統監邸に於て第二回官公立普通學校教監會議參列者一同に對し曾禰副統監の演べられたる訓示の要領如左

此の暑さにも拘らず皆さんは先日來當地に集會せられ熱心に職務上の打合せをして居らるゝ事は承知して居りましたので一度れ目に懸つて皆さんの勞苦を謝し旁々自分の考を話さうと思つて今日此處にれ集りを請ふた次第であります

皆さんは一昨年、昨年、本年と三回に此國へ來任せられたやうに承つて居る教育に就ては既に日本で十分經驗があるとは申すものゝ言葉の違ふ此の國へ來て學校の子供の教育の爲に色々盡力せらるゝ譯で苦心の程は推察して居ります

教育上の事に就ては自分が喙を容れると云ふ事は所謂釋迦に說法かとも思ふが少しく述べて置きたい事が有るそれを五つ許りに分けてれ話し致します第一には教育と政論、教育と宗教、是等は何れも混同しないように致したい皆さんの中には記臆して居られる方もあらうが日本でも明治十七八年の頃は教育と政論とを混同して隨分やかましい世の中であつた其の當時政府の當路者は屢々訓令を出して此れを取締りたることがありましたが今では教育が餘程發達したので斯の二ッを混同して教育の本旨を紊るやうな心配は全く無くなつた又其の頃はまだ信教の自由が憲法上保障されて居なかつたけれども實際は信仰は自由であつたが教育と宗教とを混同して此れがために信教の自由が妨げられて色々面倒な事が起つた併し此れも今日は其の弊が全く絕へて仕舞つた今韓國で考へて見れば自分はこちらへ來てあまり月日が經たぬから善くは分らぬが大体察した所では韓國で一番遺憾とする事は政治上の論議に馳せ過ぎて利用厚生の途を疎にして居る事である此れを個人について考へて見ても此の國の人は理屈を言ふ事はなか〳〵上手で口先きは誠に巧みであるけれども眞に國利となり民福となる所の實業の事に至つては甚だ幼稚で殆んど萎微振はない狀態であるこれが韓國の第一の病根で政治問題は何よりの興味を感ずる所から學校でも往々政治問題を加味して子供の幼稚な頭腦を刺戟するやうな無理なことをやり肝腎な學問はれ留守になるやうな結果となることに少しも氣が付かない是れ此の國の爲め決して利益でない皆さんが學校を管理するのに教育と政治とを決して混同してはならぬ此の混同から生ずる惡弊を增長させないやう尙ほ進んで此の惡弊を芟除するやう特に御注意になつて教授管理に盡瘁さるゝ上に篤と此の點に御注意ありたい又宗教の事は此の國の有樣は日本よりも一層ひどい信仰は事實自由であるから學校で宗教の事を普通の學科と同じ樣にやつて居る處が澤山あるから宗教と教育とは全然別にしてやると云ふ事はなか〳〵六ヶ敷いが此の別ちを十分能くやつて將來面倒の起らないやうにしなければならぬと考へる唯だ此の國の教育方針に從ひ學校規則に依りて當り前に學科を履んで居るものは學校同樣に取扱ふ積りでありますから皆さんも宗教に關係が有ると云ふ點だけで其の學校迄も毛嫌ひする事の無いやうに注意ある事を望む次第であります（未完）

●鐵道の復舊

今回の豪雨にて破壞して不通となりたる京釜鐵道線路は其後當局に於て應急修繕中なりしが愈よ昨日午後二時工事完成し開通したるを以て昨日釜山發の一番列車は午後八時三十分驛に着することゝなり本日よりは從來の通り列車の運轉を開始することゝなれり又た京仁線路修繕工事完成し本日より從前の如く運轉を開始すると云ふ

●土地家屋所有權に就て

安住書記官談

本月十六日發布せられたる土地家屋所有權の證明規則は八月一日より施行せらるゝ事となり居れるが今同規則に關し安住法部書記官の談を聞くに今回發布せられたる土地家屋所有權證明規則は曩に發布せられたる土地家屋證明規則の足らざるを補ひ以て土地家屋所有者の權利を確實ならしむる趣旨により制定せられたるものにして土地家屋證明規則に於ては僅に賣買、讓與、交換、典當の四契約によりて所有權を得たる事を證明するに止まり而かも同法施行後なしたる契約に基く權利の移轉のみ證明するものなれば右の四契約以前の原因例へば相續又は勝訴の結果或は競賣の結果所有權を得たるもの及び家屋の新築をなしたるもの曩に同法施行前に所有權を獲得したるも既に相手方の存在せざる爲め又は相手方の故意のために新たに契約を作製する事能はざる場合に於ては其の權利の證明を受くる事を得ず極めて不都合なるを以て今回の土地家屋所有權證明規則に於ては如何なる原因たるを問はず適法に所有權を得たるものには證明を與へて其權利の保護を全ふせしむるものなり而して土地家屋證明規則は廢止せられたるに非ざるを以て土地家屋所有權證明規則により證明を申請すべきものは土地家屋證明規則施行前に所有權を取得したるもの及び同法施行後に於て賣買又は贈與、交換典當によらずして所有權を得たるものは二種にして其申請及び證明に關する施行細則は近々訓令を以て發布せらるゝ筈也（續）

●**清國萬壽節**　昨日は清國光緒皇帝の御誕辰日に相當せしを以て在留の清國人は各戶國旗を揭げ祝意を表したり

●**民團水害工事**　民團にては約四百圓の豫算を以て水害復舊工事を昨日より着手したり

●**日韓記者懇親會**　日韓新聞記者合同懇親會は來る廿六日日曜日午後一時三清洞觀恩亭にて開催せらるべし尙當日は曾禰副統監、長谷川軍司令官、韓大臣次官等出席の筈なりと云ふ

●**中島氏招待會**　在京新聞記者團の催しに係る前大阪每日新聞通信員中島司馬之助氏招待會は既記の如く一昨日午後七時より清華亭に於て開かれたり列席者十七名にて先づ席定るや大岡京城日報社長主人側たる記者團を代表し中島氏に對する惜別的挨拶あり次で中島氏の答辭あり夫より宴に移りたり宴中は十餘名の紅裙興を添へ談笑湧くが如く各十二分の興を盡し和氣靄たる中に隨時散歸したるは同十一時頃にして頗る盛會なりし

●**副統監の晚餐會**　曾禰副統監には本日午後七時統監官邸に韓國各法官大審院長以下四十名を招き晚餐會を催せる由

●**納涼園遊會**　朝鮮日々新聞社の納涼園遊會は來る八月三日午后六時南山に於て開催せらるべし同日の催しは中々目新しきものある由なり

●**警察部長の任命**　地方官制改正の結果左の通り警察部長及び警察署長を任補せられたり（二十三日附）

補慶尙南道警察部長兼晉州警察署長　警視　壹岐寬
補平安南道同兼平壤同　同　向田幸藏
補慶尙北道同兼大邱同　同　湯淺秀宮
補京畿道同兼水原同　同　飯田章
補咸鏡南道同兼咸興同　同　岡田宜滿
補全羅北道同兼全州同　同　宮川武行
補全羅南道同兼光州同　同　村上則貞
補平安北道同兼義州同　同　島田文之助
補忠淸北道同兼淸州同　同　今村柄
補忠淸南道同兼公州同　同　吉永助一
補咸鏡北道同兼鏡城同　同　關谷勇
補黃海道同兼海州同　同　陣軍吉
補江原道同兼春川同　同　阪本榮次郎
補釜山警察署長　警視　渡邊素夫
補仁川警察署長　同　宮舘定一
補馬山警察署長　同　蓮野能通
補元山警察署長　同　橋本秀平
補群山警察署長　同　增田彰
命內部警務局勤務　同　平渡信
補木浦警察署長　警部　市川信晴
（未完）

●**諸法律裁可**　廿三日左の法律裁可ありたり

一、公貨缺逋處斷例廢止に關する件
一、度支部官制中改正に關する件
一、警察留置場に對する留置場費及刑罰執行に關する件
一、民事訴訟期限規則に關する件
一、裁判所構成法中改正に關する件
一、納入告知書を發布して關稅其他の諸收入徵收に關する件
一、未開廳區裁判所事務處理に關する件
一、刑法大全改正に關する件

●**居昌郡狀況**　慶尙北道居昌は高靈を距る西十里にして戶數千餘人口約五千稍大なる部落なりと雖も兩班家屋と稱するもの多く殆んど藁葺にして瓦葺は郡衙の外五六あるのみ官署は郵便取扱所警察分署財務署郡立日語學校等あり日本商人は現在店舖を構へ居る者六軒なるも尙追々增加の模樣なり交通は金泉へ十四里晉州へ十六里にして大邱よりは十八里物品の運搬等に付ては金泉を經るを便利とするが如きも道路險惡なるが爲め物品に依りて途中にて破損することも多く殊に降雨の時は諸川增水し渡涉に難たし郵便は晉川、咸陽、知禮より通じ居れり

●**韓官任官**　廿三日附
任警視叙奏任官四等　前副尉　李圭承

●**熊谷民長の出發**　熊谷民長は本日傳染病院視察及民團緊急要件を帶び約二週間の豫定にて福岡、長崎の地方に出張さるべし

●**水害視察**　第十三師團附軍醫は一昨日龍山に於ける水害の狀況を視察したり

●**南山本願寺說敎**　今日は土曜日に付き例の通り午後八時半より說敎あり

●近事片々

▲御用紙民長問題辯護にチト御氣でも狂はれたか熱の吹方が亂痴氣たるの氣味あり
▲理事官が民長兼任は總理大臣が他の大臣を兼ると同一也とは比喩眞に絕妙ナア
▲斯る理義明白の問題にも贅を爲とする氣になつて能く勤むる忠義決して容易ならじ
▲雖然在韓邦人の自治的能力が甚だしく母國に遜れりとは甚だ失敬千萬侮辱も極る
▲在韓邦人の自治的能力は決して母國に劣るものに非ず或る點に於ては優る者あり
▲在韓邦人を目して出稼根性なりとは奇怪の言草腰掛官吏の如き者は生憎に拂底也
▲斯る見地より居留民を扱はんとするが抑も削違也東洋の役人根性を能く發輝せり
▲人民共がなんの小癪なとは由來東洋官吏の惡僻之を打破せざれば發展は迚もダメ
▲母國の割合居留地經營の進步多大の費額を負擔せる狀況は役人の目に映ぜざる乎
▲居留民自治の狀態が母國よりも却て進步せるの觀あるは何人も認識する所ぞかし
▲獨り志賀重昂氏のみならず心あるものは皆居留邦人の發展に驚けるにあらずや噫
▲然るに十分に近き自由を與るは憎に尙早に過ぎたりと眞面目に信じて之を言ふ乎
▲如何に御用と云へ在留邦人を侮辱するも程こそあれ斯る露骨の辯護は爲にならぬ
▲民團の性質を知れりや二十年の歷史を有す統監府に依りて出來たる者にはあらず
▲今に至て彼是干涉せらるゝ迷惑至極なり干涉せざるも民團自身に立派に發達せん
▲和田常一君曰く韓國は少數の人により築れたる故に役員的にやれば發達を妨ぐと
▲又曰く民長官選の可否は暫く措き斯る問題は少くとも二三有志の意嚮を聞くべし
▲老實なる實業家にして此言をなす民長官選が邦人の意に反すること推知すべき耳
▲山口太兵衛君曰く民選を官選に改むるは憎に退步にして自治の發達に妨害ありと
▲亦曰く現時の制度ですら何一つ自由に行ふことが出來ぬ恰も幼稚園の生徒同樣也
▲能ふべくんば理事官の監督や統監府の干涉も受けず獨立獨步の自治体ならしめよ
▲說き得て甚だ妙也在留邦人の思ふ所之に外ならず天は老實者の口を藉て語らせり
▲監督干涉なくも充分に發達するは當然既往の歷史は能く之を證明し得て余りあり

雜報

●笹の一葉（五）　みどり生

什麽せ女と生れし以上は遲かれ早かれ一度は嫁入りをするものとは今更母の口から言ひ聞かさるゝ迄もなく承知はいたして居るものゝ、豈夫まだヤッと十六の春を迎へたばかりの年端も行かぬ私しにナンボ「成らう事なら一日も早く兩親に安心を……」と申した所でソリやア餘りに年が早や過ぎ。ソレに又何んぼ御慈愛深き御兩親とはいひ人間一生の大切な事柄を此の私しに一言の相談もなく取り極めて了ひ最早昨日先方に返辭の使を出されしといふての餘りといへば餘りのなされ方と私は不思父上樣や母上樣が恨めしくなり机にもたれたまゝ忍び泣きに泣きました

頓で時を經まするとスラリと後の襖を開ける音がしましたから大方母が御立腹になつて私の部屋にお出でになつたことゝ思ひ急いで涙に濡んだ眼をソッとハンケチで拭ふて振り返つて見ますると平素から母よりも隔てなく馴れ親んで居る媼やなのです媼やはいつもになく沈んだ顏色をしながら靜かに這入つて參りましたが頓て私の側に坐を占め今日に限つて改まつた口調で「お孃樣大變な事になりました子……奥樣はソレは〳〵大層な御立腹ですよ貴孃が再前れから其の後で奥樣のお悔みは一通りではありませんでした今の娘は教育すれば爲る程生意氣許り覺ねて更に兩親の爲めを思はず兩親の言ふことなどはまるで上の空で聞き流し自分さへ宜ければソレでよいものと思つて居る不心得さ加減……もし此の緣談が纏まらなかつた日には第一私が櫻井さんの御兩親に顏が立たずソレでなくとも此方からタッテと望んだ婿かねタトヒ何のやうなことが持ち上がらうと人間の皮を被つて此方から破談を申し込まれる義理ではなしダガソレにしても大事の娘が那のやうな樣子では……と何んでも奥樣はホト〳〵コボして居りましたが併しお孃樣……一体貴孃はお嫁入りが厭なのですか成程親身のお母かさんの眼の前ではソリア申しにくいこともありませうが此の媼やの前では何も恥しいことは少しもありませんから貴孃の思つていらつしやる胸の中を包み隱しなくスックリ仰つしやつて下さいお孃樣……お孃樣ッて……アラ恥かしがつていらつしやるのですよソンノやうに下許り向つて恥かしがつて何も仰つしやつて下さらないのなら此の媼やはもう〳〵今日限り貴孃のことは何も心配いたしませんよダガ常より御發明のお孃樣にも似合はないソレも無理難題でも申し上ぐるのなら兎も角唯だ一言「行きます」とか「厭です」とかの御返辭をなされば、ソレで宜いのではありませんか……ハヽア判つた櫻井樣が餘り好い男なものですからソレで什麽しても羞含んで御返辭をなさらないのですね（つゞく）

●楠氏の後裔

▲古系圖と朱印、文書　我邦忠臣の龜鑑たる楠氏の後裔が全く滅亡に歸して跡を止めざるは聖代の恨事なれば此際金枝玉葉の御方一人を奉戴して楠家を復興せしむべしと云ふ者ある今日計らずも楠氏の後裔と稱する者出で下谷區西町三十九に住み母子兩人にて微に其日を暮し居れり其主人公は本鄕區役所雇書記を勤むる田澤榮（七十）と云ふ人にて母を房子（四十）と云ふ實妹律子（二十五）は現に兩國停車場運輸課に勤務せる大久保靜（三十）氏に嫁し居れり此の田澤家は即ち楠氏の後裔と稱する數原元晴氏より榮の父元政氏が分家したるなり

▲數原家の系圖　敏達帝數代の孫成氏其子正俊（正成の父正玄の兄より）三代の孫正資（正成に從ひ戰死）其子正親（正行に從ひ戰死）其弟正爲（四條畷の戰役三河に走り次で江州に至る）其子正安甫めて數原姓を名乘り夫れより七代の孫正保は織田家に仕へ其時采邑を賜はりし朱印今に傳はれり斯くて又三代目に當る宗和は水戸黃門公に仕へ其子宗盤の弟宗利の子なる宗達は祿千五百石を食み通玄と稱し幕府の醫官たり其子尙白の子白英の時弟尙恭に家祿四百石を分つ（此尙恭より數代の孫尙樹の未亡人鈴子（六十）は大久保靜氏亡妻鑛子の實母なるの故にて千葉町の靜氏宅にあり其他鈴子に子なし）而して白英より五代の孫を元晴と云ふ未亡人淸子（六十二）又尙靜氏宅にあり淸子にも亦子なし

▲數原家の重寶　今現存するは只僅に宗達以前の古系圖（四五百年以前の者と覺しく厚奉書は蟲ばめり）と其後の系圖及び織田公よりの朱印、水戸黃門よりの文書、綱吉將軍自筆の書畫軸數點のみ

▲三上博士の談　果して楠氏の後裔なるや否やに就き博士は記者に答て曰く「楠氏の子孫と稱する者は諸所に澤山あるが是迄研究した結果では不幸にして未だ正確と認むる者がない第一正儀の子供が幾人あつたかと云ふ事さへ判然せず又永祿年間に足利將軍から正成以下楠氏一族の朝敵赦免と云ふ文書を楠正虎に下した事實がある此正虎すら果して楠氏の後裔たるや否やが不明である要するに德川時代文教大に開け特に山崎闇齋學派及び水戸學派の諸士が頻に我が忠臣義士を顯彰し鼓吹したので楠氏は非常に光を發し遂に世人が少しの緣を求めては其後裔と名乘るに至つた次第で實に國民忠烈の氣風を知るに足る喜ばしき現象であるが當時足利から壓迫に壓迫を受けた一族の事であるから先づ今日に存しては居さうもない尤も今回の數原氏に關しては充分に調査した上でなくては何んとも云へぬ、因に數原一家にては近日中に秘藏の書類を悉く大學史料編纂所に差出し三上博士の鑑査を乞ふ筈なり

●京仁間の豪雨

二十二日觀測所報

一昨二十日正午頃より降り出したる仁川の雨は午後二時半頃に至りて稍々雨勢を加へ昨二十一日午前十時頃より俄然豪雨となりて終日歇むことなかりしが二十一日の雨量は百五十「ミリメートル」に昇れり又二十日午前六時より二十二日午前六時に至る四十八時間の總量は三百三十五「ミリメートル」の大量となれり京城に於ても殆んど同樣にして同四十八時間の總量は三百十四「ミリメートル」となれり仁川に於ける既往十五年間の實測に徵するに明治三十年七月二十二日の百七粍九及明治二十六年八月四日の百六粍七を以て從來の最多量とせしが今回のものは是等を超過すること殆んど五十粍に至れり又從來の成蹟に依れば霖雨にして最も永續し且最も多量の降雨ありしは明治三十年七月十日より十七日に至る八日間の二百三十一粍を第一とし明治二十七年六月十四日より二十日に至る七日間の二百三粍を第二とせしが今回は二日間にして三百三十五粍の豪雨ありて即ち既往十五年間未だ曾て無き大雨なりき

●京義線の水害

二十日以來の大雨にて大同江の水量は一丈二尺に達したるも市內日韓人畜家屋とも被害なし黃海道瑞興方面の降雨は二晝夜に亘り瑞興川の水量は二丈四尺に達し洪水間にある四ヶ所の鐵橋梁築堤破損し新幕瑞興間築堤も流失箇所多く汽車不通なり

●光熙門外の出水

二十日來の豪雨は各地方何れも水害を被りしが光熙門外約一里箭串に於ても同地の河水汎濫して交通杜絕するに至りしかば船を浮べて漸く交通を維持したりと云ふ

●國債報償金濫費

近來國債報償會義捐金濫費の風說は頻に喧傳せられ其眞否は世人の疑惑する所なりしを以て關係者は之を明白ならしめんことを希望せさるなく李東暉外二名は連署して公然の調査を內大臣に請願したる結果內部大臣は警視廳に訓令して其調査を命じたるを以て同廳は國債報償金總會所及大韓每日申報の取扱に係る義捐金の調査に着手し同新聞社員梁起鐸を取調中數萬の義捐金は既に彼等に依りて濫費せられたる事發露し梁起鐸は數日前漢城裁判所に押送せられたり梁は今現に京城監獄に拘禁せられ居れりと尙警視廳は警部を派遣して皇城新聞社及び帝國新聞社の取扱の義捐金を調査せりと云ふ其結果如何義捐者は果して私囊を充たすが爲めに義捐せしか其成行は宜しく刮目して觀るべきなり

●無賴漢の娘たらし

南署赤門通りに住む山口縣平民毛利一平（二十）といふは此れ迄郷里山口にて善からぬ行ひのみをなし酒と賭博で身を持ち崩し其の揚果親兄弟は申すに及ばず近所のものに迄持て餘され爪彈きされ居りたる無賴漢なるが斯ふいふ奴に限つて例の紋切形を擔ぎ出し天道樣と米の飯は何所にでもあると許りに尻に帆を揚げて玄海灘を乘り越ね此の韓國に渡り來りしは去る五月頃にて最初釜山に草鞋を脫ぎしも別に之れといつて思はしき仕事もなきより一番京城へ出で資本要らずの儲け口と探さんとツと一週間許り以前南大門に着し今の所に假の住居を定めしが以前とは違ひ今の京城は甚麽して却々警察の制裁力が嚴重にてトテも無賴漢などの跋扈する餘地とては針の穴程もなきより奴さん大に目論見が外れ這んな寸法ではなかつたと今更後悔の臍を嚙れだ所で追つ付かずさりとて何んの實入りもなしに其の日を送ることの何更ら出來ざるより閑居して不善をなす小人ならば又しても努めて怠けて努めて惡錢を得んとする彼れの心根は直ちにソレと思ひ當り膝を打つて之れならばと打ち喜び早速目的の仕事に着手したるがサテ其の目的の仕事といふは他に非ずツマリ淫賣婦を世話する質惡き口入屋と結托して其の何分の汁を吸はんとすることにて實は奴さん此の間理事廳附近の左る口入屋と關係を結びある山出しの未通娘を仁川より連れ來り甘言以て娘の歡心を買ひ緣に附近の小料理屋にマンマと籍め込み首尾よく思ふ通りの金を捲き上げしが此の一度で旨を儲けをした彼れは甚麽しても此の味が忘れられず其の後同一手段にて山出しの娘を誑らかしたること屢々なり今は世間の噂にも上り且つ其の筋の耳にも入りしより一昨日とやら手廻りのものを疊んで何れへか逃げ去りたるとはサテも憎むべき無賴漢といふべし

●妓生が喧嘩の本

水標橋側李俊明（三十八）は一昨朝八時頃蘇村に居住する實兄の所に赴き兄弟膝を交へてヨモ山の世間話をなし頓て晝飯の時刻となるや平素より兄弟とも行ける口の且つは久し振りの事とて端なくも爰に酒宴を始めたりしが稍やありて何れよりか一人の妓生らしき女物をも言はず入り來ると思ふ間もなく圖々しくも其の酒席に侍べり兄の傍に坐はりてさも馴々しく言葉を掛け果ては痴話稍々餘所の見る眼もいまはしき程なるより差し向ひで飲み居りし弟はムツと癪に障りソレに一杯機嫌の氣も心も常よりは大きくなり居りし事とて突如に物をも言はず妓生の横面を撲り其の餘波は飛んで兄哥の頭部に及びしより兄も默つては居らずさらぬだに自分の馴染の女を撲られしとて怒火一時に發し立ち上るや否や己れ弟の分際として不埒な奴と爰に兄弟の者共必死となりて大立廻りを始めたりしが其の結果兄の方は頭部に長サ一寸許りの傷を負ひしより其の旨警察へ訴へ出で弟は其の場より引致されたり

●天晴る

二十日以來の降雨は十五年以來曾て無き豪雨にて之れが爲め龍山の如き大水害を蒙るに至りたるが此豪雨も三日目の午前に至りて漸く歇み太陽の光を見ることゝなりたるにより龍山の水も昨日よりは漸次減水しつゝあるは誠に喜ばしき次第なるが此雨が歇み天氣となるや三百何十「ミリメートル」と云ふ量を以て降下し地中に浸潤したる雨水は太陽の光熱に依りて蒸發し其ニャ〳〵して暑苦しきこと云ふばかりなく左れば多く人は先づ天氣となつたと喜び居れるが韓國の雨期は今回が初期なれば昨今の天氣は一時の中休みとも云ふべく遠からざる中には又々豪雨を見るの時あるべしと或る韓國通は語れり

●濟浦子爵子息とは噓

一昨日龍山田淵藥舘より南部警察署に宛て電話を以て京城日の出旅館に濟浦奎吾氏子息外三名投宿し宿料に窮し支拂出來ざるを以て同館より告訴狀を提出したりとありしかば同署に於ては早速之を取調べしに濟浦奎吾子々息などゝは眞赤な噓なりしと

●腐敗果物を賣る

南大門通二丁目丁七番戶居住奈良縣平民靑物商森川香吉（三十）は一昨日午後五時三十分頃南大門通二丁目街路に於て雇韓人裴基善なる者に腐敗したる果物四百個を販賣せしめつゝあるを巡廻の巡査に認められ直ちに違警罪に依りて告發されたり時節柄斯る品物を賣るといふは不埒な奴なり

●醉漢の祖裼

龍山土木請負業岡田組在住愛媛縣平民村上福治（四十）は一昨日午後八時三十分頃酩酊して本町一丁目理事廳前を肌拔ぎたる上股脚を露はし大聲を發して通行しあるを巡査に制止せられたるも肯せざりしかば本署に一寸コイ

●新町の此頃

新町遊廓の此頃は不景氣不景氣との嘆聲が聞くが成る程暑くはあり豪雨は降る何處も此處も水の爲めに苦しめられるから足を運ぶものも少かろう併し一昨日の午後よりは雨も歇み天氣となりたれば如何と思ひ一昨夜の客數を一寸調べたが大桝屋が九名、第一樓支店六名、井門支店三、京城樓七、第一樓本店六、惜月樓す、山遊樓四、南山樓七、松葉樓二、高島屋六、月下樓七、皆春樓二十五、合計九十二名娼妓百七十餘名に比すれば八十餘名の不足成る程不景氣かなあ

●天氣豫報（自廿四日午後六時至廿五日午後六時）

南又は東の風晴後曇

二十四日午前六時各地氣象概況

靜穩にして一般に曇天なり

廣告

老妓 茶羅次の身上話 (一)

◎福地源一郎の惡戯

妾が始めて藝妓になつたのは十八の歳で吉原が皮切りです名──名は矢ッ張りれちやらといつて居ましれツリャア隨分苦しい事もムいましてすよ彼の川田小一郎さんなどは藝いぢめの隊長でして乎此れは是非覺ねて置けの彼れは宜く淺つて置けのと妾の顔さへ見りやアた極りの様にいはれたものです其處で自分も口惜しいから人一倍藝には骨を折りました

今日と違つて其の頭はれ客様も藝妓も貧乏でしたから面白うムいましたよ死んだ福地(源一郎)さんなどは惡戯に掛けては博士でした乎妾が風邪を引いて二三日寢つて居ました時病氣見舞だといつて二圓の菓子の切符を福地さんが持つて來て下さいました其時分の二圓といつては大金ですから家内中悦んで流石は福地さんだ豪いもんだと有り難がつて居たぞ思召せすると其月の晦日に其切符を出した菓子屋から二圓の勘定を取りに來たぢやアありませんか驚きました乎おれは福地さんが病氣見舞に下すつたのだから先方さまから頂いて下さいといふとイヤ其福地さんが貴方から晦日に取れとのれつしやりつけですからといつて使が動かないのです隨分酷い惡戯で呆れて腹も立てないぢやアありませんか

福地さんには毎度仲間がシテやられましたが一度福地さんがアベコベにシテやられた事がムいましたをりゑ──ハア矢張り藝妓で──の家へ何か御馳走して呉れといつて福地さんが這入てたいでなさいましたが前にもた話した通り其頭の藝妓は皆貧乏で食物屋なぞは何處に限らず拂を滞らしてあるから何を注文てやつたッて持つて來て呉れッこはありません妾も丁度其場に居たのですが皆と顔を見合せたなり默然て居るといゝをりゑの母親さんが箱屋を呼んで此れに往つて來いといつて人差指を鍵の手に曲て見せました貧乏者の家に雇れて居る箱屋ですから萬々承知でハイといつて何か小脇に抱ねて外へ出ましたが暫時すると五十錢のれ壽司が大きな皿なりに其處へ持ち込まれました福地さんは大嬉びで甘い〳〵といつて散ざんぱらつまみ込みた蔭でれ腹が出來ましたデは重ねて其うちに……と挨拶をして歸らうとするとツイ側にぬいで置いた御自分の羽織が見當ら無いのです流石の福地さんも此には少々驚いたと見ねました何時に無く取り亂しオイ〳〵羽織が無い〳〵と騒ぎ立てますとをりゑの母親さんがヲヤ夫れでは今のは貴方のれ羽織でしたのツレとは知らす我家の物だと思つてタッタ今質に入れさせ夫れでたせがみの御馳走を濟ませたのでムいますが……といつて落ち付きはらつて居るのです日頃惡戯の福地さんが一杯喰はされたのですから此時はどの位小氣味が宜うムいましたらう其羽織ですか……トウ〳〵流れて仕舞いました

●新聞料 一枚金二錢 一ヶ月前金四十錢 三ヶ月前金壹圓拾錢 六ヶ月前金貳圓 一ヶ年前金 郵税一ヶ月金拾錢
●廣告料 五號活字十九字詰一行一回四十錢 廣告五號活字十九字詰一行金五十錢 特別
發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 高木久馬太
發行所 京城新聞社 京城明治町小門通 電話六六三番